12）本工事は、工事実施にあたって不足する下請け等の技術者や技能者等を通常考える工事実施地域外から広域的に確保せざるを得ない場合に、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の一部の費用（以下「実績変更対象費」という。）について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

13）本工事は、公共工事担い手の中長期的な育成・確保の促進を目的とした、週休２日現場閉所の試行対象工事（発注者指定型）である。

14）本工事は、トンネル覆工コンクリート長期保証制度を試行する工事である。

15）本工事は、トンネル覆工コンクリート長期保証点検結果において品質の優れた施工を行った企業を評価するトンネル長期保証評価試行工事である。

16）本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

17）本工事は、施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取り組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

18）本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。

19）本工事は、工事工程表及び施工条件明示の確認リストを開示する試行対象工事である。

20）本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル工事の試行対象工事である。

　試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。

21）本工事は、元請け企業の労務賃金改善に関する取り組みを促進するため、総合評価評価方式や工事成績評点においてインセンティブを付与する「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事である。

　試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。

22）本工事は、建設現場におけるイノベーションを推進するため、「ＩＣＴ等を活用したトンネル（ＮＡＴＭ）の出来形計測の効率化手法」をテーマに、研究開発段階にある新技術の現場実証等を実施する新技術導入促進Ⅱ型の試行工事である。研究開発段階にある新技術とは、公告時点においてＮＥＴＩＳ登録履歴の無い技術をいう。

⑻　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムにより難い者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑼　本工事は、落札決定後に「予定価格（税抜き）、予定価格（税抜き）の積算内訳、調査基準価格、落札理由（総合評価落札方式）」、契約締結後に「工事設計書」を公表する工事である。工事設計書については、契約後に適時、中国地方整備局のホームページにより公表する。

⑽　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　中国地方整備局における平成31・32年度「一般土木工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　中国地方整備局における平成31・32年度「一般土木工事」に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること。（上記⑵の再認定を受けた者にあたっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑹　平成17年４月１日以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。

　同種工事とは、下記のㇷ゚、ㇵすべての要件を満たすＮＡＴＭによるトンネル工事の施工実績を有すること。

ㇷ゚　トンネル内空断面積（覆工後の内空面積（代表値））55㎡以上であること。

ㇵ　トンネル施工延長が300m以上であること。

　ただし、上記ㇷ゚、ㇵは同一トンネル、同一工事（連続施工を含む）であることとし、掘削支保工及び覆工の両方を施工していること。

　また、施工延長とは掘削支保工及び覆工の両方を施工した延長とし、坑門工の延長も施工延長に加えてよい。

　共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

　事業協同組合及び協業組合にあっては当該組合施工の場合に限る。

　経常ＪＶにあっては、全ての構成員が同種工事の施工実績を有すること。

　なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書に記載されている工事成績評定点（以下「評定点」という。）が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

　また、当該実績の発注機関が一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）」（以下「ＣＯＲＩＮＳ」という。）に登録を義務付けている場合は、ＣＯＲＩＮＳに登録されていなければ、実績として認めない。

⑺　「トンネル本体の品質・耐久性向上に関する施工計画」及び「トンネル本体工における生産性向上に関する施工計画」が適正であること。

⑻　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

　ただし、請負代金が3,500万円未満の工事は専任の義務を要しない。（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項に該当しない場合）

　なお、申請できる配置予定技術者は同一の１名とし、２名以上申請した場合は、競争参加資格がないものとする。

１）競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

２）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

　なお、主任技術者の場合は、次に示す資格を有する者でなければならない。

ア）「土木工事共通仕様書（中国地方整備局版）第１編第１章第１節第25条工事関係者に対する措置請求第２項技術者に対する措置追－１」に示す資格を有する者。

イ）ア）以外の主任技術者の場合には、「建設業法第７条第２号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。

　（建設業法施行規則第７条の３及び国土交通省告示第1424号（平成17年12月16日）参照）

３）平成17年４月１日以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した、上記⑹の同種工事の経験を有する者であること。

　ただし、配置予定技術者として満40歳以下の若手技術者を配置し、かつ平成17年４月１日以降に上記⑹に掲げる同種工事の経験を有する専任補助者を配置する場合に限り、配置する若手技術者に求める平成17年４月１日以降に完成・引き渡しが完了した同種工事実績は以下のとおりとする。

ㇷ゚　トンネル工事の施工実績